

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年12月3日

寒川町長 木村 俊雄

1. 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道相模川流域下水道

2. 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

平塚市四之宮四丁目並びに四之宮字中河原及び字川端地内並びに
高座郡寒川町田端及び一之宮七丁目地内

3. 縦覧場所

寒川町都市建設部都市計画課